

2026年3月16日

株主各位

大阪市西区新町一丁目1番17号
長瀬産業株式会社
代表取締役社長 上島 宏之

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年10月24日開催の取締役会において、2026年4月1日付をもって当社普通株式1株につき4株の割合で分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月下旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 2026年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人および特別口座管理機関

照会先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

※受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)